

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月12日（平成28年（行個）諮問第132号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第89号）

事件名：本人の厚生年金保険に係る審査請求に関して保有する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の厚生年金保険に係る審査請求に関し保有する個人情報全部。但し、以下を除いたもの。①既に（特定文書番号）にて開示されたもの②厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）③厚生年金保険被保険者賞与支払届（特定期間分）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年4月8日付け関厚発0408第93号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア はじめに

原処分は一部不開示とするが、そもそも不開示とする必要がない。また、原処分の示す理由は、失当であり、さらには、申請を拒否する処分に付すべき理由としては不十分なものである。そして、一部不開示とすることは、そもそも、審査請求人の意見を述べる権利等の侵害であり、また、公平とはいえない。

よって、原処分は、取消しを免れず、全部開示されなければならない。

イ 原処分の「不開示とした部分とその理由」について

原処分は、「不開示とした部分とその理由」を、大要、次のとおり

とする。

「① 特定法人 B 及び特定法人 A の社員，社会保険委員及び弁護士
の氏名。日本年金機構職員のメールアドレス

開示請求者以外の個人に関する情報で，あって，特定の個人を
識別することができる情報が記載されており，法 14 条 2 号に
該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しな
いことから，当該部分を不開示とした。

② 特定法人 A の F A X 番号及び印影。特定法人 B の住所，電話番
号及び口座番号。日本年金機構及び裁判所の電話番号及び F A X
番号

開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が記
載されており，法 14 条 3 号イに該当することから，当該部分
を不開示とした。

③ 日本年金機構から提出された疑義照会と題する資料名及び疑義
照会の内容。日本年金機構及び特定法人 A に対する照会文書及び
回答書の内容

審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することによ
り，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な
われるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は
特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれの
あるものであり，法 14 条 6 号に該当することから，当該部分
を不開示とした。」

ウ 開示を求める不開示情報

(ア) はじめに

本審査請求において開示を求める不開示情報は，下記（イ）ない
し（オ）の表に記載した符号①ないし⑤の各文書における不開示情
報である。同不開示情報は，原処分のいう「日本年金機構から提出
された疑義照会」及び「日本年金機構及び特定法人 A に対する照会
文書及び回答書」における不開示情報と同じものであると思料され
る。しかし，原処分において，文書の特定が十分とはいえないので，
齟齬を来している可能性は否定できない。それ故，本審査請求にお
いては，念のため，両方の不開示情報を総称して，「本件不開示情
報」ということとする。

なお，例えば，符号①の文書を「文書①」といい，その他の符号
の文書も，この例と同様とする。

(イ) 関東信越厚生局社会保険審査官からの文書

関東信越厚生局社会保険審査官（以下，第 2 の 2 において「審査
官」という。）が，日本年金機構（宛名は，「日本年金機構理事

長」)又は特定法人A(宛名は、「特定法人B継承人特定法人A代表取締役C)へ宛て発信した次の各文書(但し、添付文書を含む)。

なお、下表において、「機構」は日本年金機構を示す。

符号	宛先	日付	種別・発 翰番号	表題	備考
①	特定 法人 A	平成27 年11月 13日	関厚審発 1113 第135 5号	審査請求に係 る資料の提出 について	
②	機構	同月27 日	同112 7第13 55号	同上	

(ウ) 日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの文書等

日本年金機構南関東ブロック本部管理部長が、審査官へ発信した各文書等(但し、添付文書を含む)。

符号	日付	種別・発 翰番号	表題	備考
③	平成27 年12月 18日	年関発第 1号	審査請求事件に係 る関係資料等の送 付について	文書②へ の回答

(エ) 特定法人Aからの文書等

特定法人Aが、審査官へ発信した文書等(但し、添付文書を含む)。

符号	日付	種別・発 翰番号	表題	備考
④	平成27 年11月 20日	(関厚審 発111 3第13 55号)	照会・回答書	文書①へ の回答

(オ) 疑義照会(回答)票

表題が「疑義照会(回答)票」となっている文書。ただし、照会日又は回答日、及び、照会部署名又は回答部署名は、次のとおり。

符号	照会日又は回答日	照会部署名及び回答部署名	備考
⑤	照会日 平成22 年7月30日	福島事務センター管理・厚生年金G	
	回答日 同年8月 3日	東北ブロック本部適用徴収 支援部厚生年金適用支援グ	

		ループ	
	回答日 同年 10 月 15 日	厚生年金保険部適用企画指 導グループ	

エ 原処分が認められない理由

(ア) 本件不開示情報を不開示とする必要がないことについて（審査請求人が本件不開示情報を知り得る立場にあることについて）

そもそも、審査請求人は本件不開示情報を知り得る立場にあるから、本件不開示情報を不開示とする必要がない。

この点、審査請求人が本件不開示情報を知り得る立場にあるといえる理由は、次のとおりである。

原処分に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）は、審査請求人が審査請求を行った社会保険審査請求事件（以下「本件社保審査請求事件」という。）に関して行政機関が保有する審査請求人の個人情報の開示を求めたものである。そして、本件社保審査請求事件は、厚生年金保険の被保険者である審査請求人が、審査請求人自身の同保険に係る標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）について、その一部の期間分の、決定の取消し、及び、金額の訂正を求めたものである。故に、同事件に関し、審査官が、日本年金機構及び適用事業所であり審査請求人の勤務先である特定法人 A。なお、利害関係人に指定されている。）に対して、照会、質問及び資料の提出依頼等（以下「照会等」という。）を行うことにより求めた内容は、審査請求人の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するもののはずであり（厳密に言えば、その決定の根拠に関するものに限るはずであり）、ひいては、その照会等に対する回答も、その決定の根拠に関するもののはずである。

ところで、一般論として、厚生年金保険の被保険者は、自身の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠について、当然、知り得る立場にあり、知ることができる。

したがって、被保険者である審査請求人は、審査官が照会等により求めた内容、及び、その照会等に対する回答の内容について、知り得る立場にあり、知ることができるといえる。

しかるところ、本件不開示情報は、審査官が照会等により求めた内容、及び、その照会等に対する回答の内容である。

故に、本件不開示情報について、審査請求人は、知り得る立場にあり、知ることができるといえる。

よって、本件不開示情報について、それを審査請求人は知り得る

立場にあり，換言すれば，それは，審査請求人が知ることができるものであるから，そもそも不開示とする必要がない。

(イ) 原処分の示す「不開示とした部分とその理由」に対する審査請求人の主張

a 「特定法人AのFAX番号及び印影。特定法人Bの住所，電話番号及び口座番号。日本年金機構及び裁判所の電話番号及びFAX番号」について

標記につき，原処分は，「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が記載されており，法14条3号イに該当することから，当該部分を不開示とした。」という。

しかるに，「特定法人AのFAX番号及び印影。特定法人Bの住所，電話番号及び口座番号。日本年金機構及び裁判所の電話番号及びFAX番号」が，「事業を営む個人の当該事業に関する情報」といえないことは明白であり，不開示の理由として，明らかに失当である。

よって，原処分は，取消しを免れない。

b 「日本年金機構から提出された疑義照会と題する資料名及び疑義照会の内容。日本年金機構及び特定法人Aに対する照会文書及び回答書の内容」について

(a) 「疑義照会と題する資料名」の意味について

原処分は，不開示とした部分に関し，「疑義照会と題する資料名」と述べているが，その意味は，判然とせず，理解し難いという他ない。

(b) 法14条6号の該当性について

i はじめに

原処分は，「日本年金機構から提出された疑義照会と題する資料名及び疑義照会の内容。日本年金機構及び特定法人Aに対する照会文書及び回答書の内容」に関して，不開示とした理由について，次のとおり述べる。

すなわち，「審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるものであり，法14条6号に該当することから，当該部分を不開示とした。」という。

しかし，本件不開示情報について，「審議，検討又は協議に関する情報」であるとは必ずしもいえず，また，上記のとおり3種の「おそれ」を挙げるが，そのような「おそれ」が

あるともいえない。

したがって、原処分は、取消しを免れず、開示されなければならない。

なお、「本件不開示情報」とは、前記符号①ないし⑤の各文書における不開示情報と、原処分のいう「日本年金機構から提出された疑義照会」及び「日本年金機構及び特定法人 A に対する照会文書及び回答書」における不開示情報を総称したものである（前記ウ（ア）参照）。

ii 「審議，検討又は協議に関する情報」について

本件不開示情報は、「審議，検討又は協議に関する情報」であるとは必ずしもいえない。なぜなら、本件不開示情報は、前記（ア）のとおり、審査請求人の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するもののはずであり、その内容について、審査請求人は、知り得る立場にあり、知ることができるものだからである。つまり、「審議，検討又は協議に関する情報」などと言うほどのものではないのである。

iii 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるなどとはいえないことについて

本件不開示情報を開示したとしても、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるなどとはいえない。なぜなら、法 14 条 6 号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」については、「開示することにより、外部からの庄力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。」（総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』94 頁〔平成 17 年〕。以下、同書籍を『行個法の解説』という。）とされているところ、審査官は、審査請求人から、庄力や干渉等の影響を受ける立場にはないから、当該の中立性が不当に損なわれることなどあり得ないからである。

iv 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるなどとはいえないことについて

本件不開示情報を開示したとしても、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるなどとはいえない。

なぜなら、本件不開示情報は、「未成熟な情報や事実関係

の確認が不十分な情報」などではないからである。すなわち、法14条6号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」については、前掲の『行個法の解説』94頁によると、「未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。」とされているところ、本件不開示情報は、前記（ア）のとおり、審査請求人の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するもののはずであるが、審査請求人の標準報酬月額等を決定している以上、当該の報酬及び賞与の額並びに算定方法などは、確定しているのであり、「未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報」などではないからである。

また、そもそも、本件社保審査請求事件は、審査請求人一人の標準報酬月額等に関する審査請求事件に過ぎないから、「国民の間に混乱を生じさせる」などということは、特段の事情がない限り、起こり得ないことだからである。

v 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるなどとはいえないことについて

本件不開示情報を開示したとしても、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるなどとはいえない。なぜなら、本件不開示情報は、審査請求人の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法などに過ぎず、そもそも、「不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす」性質の情報ではないからである。

なお、法14条6号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」について、『行個法の解説』94頁によると、「尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、c（引用者注：「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」）と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。」とされており、具体的には、いわゆるインサイダー情報のような情報ではない

かと思料されるが、本件不開示情報がそれに当たらないことは言うまでもない。

vi 結論

本件不開示情報について、原処分は、大要、「審議、検討又は協議に関する情報」であることを前提にして、3種の「おそれ」があることを理由に不開示とした。

しかし、本件不開示情報は、「審議、検討又は協議に関する情報」であるとはいえず、また、たとえそうであるとしても、上記3種の「おそれ」について、いずれの「おそれ」も、あるとはいえない。

したがって、原処分の不開示とした理由は失当であり、原処分は、取消しを免れず、本件不開示情報は、開示されなければならない。

c 「開示することにより・・・おそれがある」とはいえないことについて

原処分は、本件開示請求について、「法14条6号に該当する」という。すなわち、「開示することにより」3種の「おそれがある」という。しかし、前記（ア）のとおり、本件不開示情報は、審査請求人自身の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するもののはずであり、本来、審査請求人が知ることができるものであるといえる。

したがって、本件開示請求に基づき審査請求人に開示したとしても、それがために、法14条6号の示す、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とか、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」とか、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」とかなどとはいえない。

つまるところ、原処分は、筋違いをしているのである。すなわち、万が一それらのおそれがあるとしても、それは、本件開示請求に基づき開示することによるものではなく、審査請求人の固有の立場（本件不開示情報を知り得る立場）によるものなのである。

(ウ) 理由の提示の違法（理由の提示が不十分なものであることについて）

a 総論

行政機関が保有する個人情報の開示請求に関して、「一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示の場合

と同様、理由の提示及び不服申立ての教示が必要である。」（『行個法の解説』109頁）とされている。そして、不開示の場合について、「その旨を書面により通知しなければならない」（法18条2項）と規定されているが、この点、「・・・この通知を行う際には、行政手続法八条に基づく理由の提示・・・を書面により行うことが必要である・・・」。理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。」（『行個法の解説』111頁）と解されている。

また、行政処分における理由の提示に関して、最高裁は、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない。」

（最高裁判所昭和36年（才）第84号同38年5月31日第2小法廷判決・民集17巻4号617頁）と判示している。そして、行政手続法8条に関して、東京高等裁判所は、上記判示を引用した上で、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続法8条1項も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。」（東京高等裁判所平成11年（行コ）第173号同13年6月14日判決・医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求控訴事件）と判示している。

b 本件へのあてはめ

しかるところ、原処分は要するに、開示の請求を一部拒否するものであるが、仮に、同処分が理由とする法14条6号に該当するとしても、同処分が示した理由は、単に同条同号の法文を掲げたに過ぎず、審査請求人が当該拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るもの、とはいえない。また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるものというには、

必ずしも、十分であるとはいえない。

したがって、原処分の示す不開示とした理由は不十分なものである。よって、原処分は、取消しを免れない。

(エ) 意見を述べる権利等の侵害

そもそも、原処分は、審査請求人の意見・反論等を述べる権利を侵害しており、不当である。

その理由は、次のとおりである。

社会保険審査請求事件の審査請求人や利害関係人（以下「社保審査請求人等」という。）は、当該事件につき意見を述べることができる（社会保険審査官及び社会保険審査会法 9 条 2 項及び 9 条の 2 など）。この点、意見を述べる前提として、当該事件につき、どのような事実・資料・証拠等が提出等され、また、意見等が主張等され、ひいては、審査官において保有等されているのか、その内容が分からなければ、すなわち、審査官が照会等により求めた内容及びその照会等に対する回答の内容が分からなければ、社保審査請求人等は、正しく、意見・反論等を述べることなどができない。

それ故、それらの内容は、社保審査請求人等に対して、開示されなければならないといえ、開示されない場合は、社保審査請求人等の意見等を述べる権利を侵害しているという他ないのである。

しかるところ、本件不開示情報は、本件社保審査請求事件について、審査官が照会等により求めた内容、及び、その照会等に対する回答の内容である。そして、審査請求人は、同事件の審査請求人でもある。

それ故、審査請求人は、本件社保審査請求事件につき意見を述べることができ、

当然、同事件に係るものである本件不開示情報の内容に関しても本来は意見を述べることができるはずである。

しかしながら、原処分が、本件不開示情報を不開示としたため、審査請求人は、本件不開示情報の内容に関して、ひいては、本件社保審査請求事件に関して、正しく、意見等を述べることなどができない。

したがって、原処分が、審査請求人の意見及び反論等の機会を奪っていることは明らかである。すなわち、原処分は、審査請求人の意見等を述べる権利を侵害しているという他なく、不当であると言わざるを得ない。

よって、原処分は、直ちに、取り消し、本件不開示情報を開示しなければならない。

(オ) 必ずしも公平とはいえないことについて

原処分は、本件社保審査請求事件に関し、本件不開示情報を不開示とした。

他方、審査官は、同事件に関し、利害関係人及び日本年金機構（以下「利害関係人等」という。）に対して、審査請求人が提出した審査請求の理由書を全て送付している。したがって、利害関係人等と審査請求人との間で、本件社保審査請求事件に関する事実、証拠、意見、主張及び情報等について、必ずしも公平とはいえない状態になっていると言わざるを得ない。

また、上記の事実、証拠、意見、主張及び情報等を得るには、審査請求人は、費用も時間も手間もかかる保有個人情報の開示請求という手続きをしなければならないが、他方、利害関係人等はそのような手続きをする必要はない。したがって、手続き面でも必ずしも公平とはいえない取扱いを受けているといわざるを得ない。

このように、本件社保審査請求事件において、利害関係人等と審査請求人とは、必ずしも公平であるとはいえない。

よって、少なくとも、本件社保審査請求事件に関する事実、証拠、意見、主張及び情報等について、公平な状態とするため、直ちに、原処分を取消し、全部開示しなければならない。

オ 結論

原処分は一部不開示とするが、そもそも不開示とする必要がない。

また、原処分の示す理由は、失当であり、さらには、申請を拒否する処分が付すべき理由としては不十分なものである。そして、一部不開示とすることは、そもそも、審査請求人の意見を述べる権利等の侵害であり、また、公平とはいえない。

よって、原処分は、取消しを免れず、全部開示されなければならない。

(2) 意見書

ア はじめに

(ア) 諮問庁の「理由説明書」に対する審査請求人の反論について

審査請求人は、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣の「理由説明書」に対し、後記イのとおり反論する。

(イ) 諮問庁の諮問が不当であることなどについて

本件諮問は、法の趣旨を逸脱していることなど、不当であるので、この点、審査請求人は、後記ウにて意見を申し述べる。

また、後記エにて、その他、苦言を申し述べる。

イ 諮問庁の理由説明書に対する審査請求人の反論

(ア) はじめに

諮問庁は、理由説明書（後記第3。以下同じ。）において不開示

の理由を縷々主張するが、それらの主張に対しては、概ね審査請求書において主張したとおりである。

ただし、理由説明書の3(3)ウ「法14条7号該当性」の2段落目に対しては、前記(1)の審査請求書の主張に加え、後記(ウ)のとおり、反論する。

(イ) 諮問庁の主張の内容

諮問庁は、理由説明書の3(3)ウ「法14条7号該当性」の2段落目において次のとおり主張する。

「また、「関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答」及び「関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」は、請求者が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく標準報酬月額等の決定を不服として関東信越厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に提起した審査請求に関し、審査官が審理に際して当該標準報酬月額等の決定が妥当だったか否かを判断するために行った情報収集の内容である。これらが開示された場合、その内容に不満を抱いた請求者等から当該照会先関係者に対しいわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力がかけられ、当該照会先関係者が把握・認識している事実関係について、公正で適確な審理を実施していく上で必要不可欠な、正確な情報収集が困難になるおそれがある。また、審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは、審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするおそれがあり、今後の同種の審査請求事案において、公正で的確な審理を実現することが困難となるおそれもある。このため、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」

(ウ) 審査請求人の反論

a はじめに

諮問庁の主張は、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、同事件の個別具体的な事実関係等を無視した荒唐無稽な主張、つまり空理空論であり、失当であると言わざるを得ない。

b 「審査官が審理に際して当該標準報酬月額等の決定が妥当だったか否かを判断するために行った情報収集の内容である。」について

諮問庁は、理由説明書において、標記のとおり主張する。

この点、「審査官が・・・行った情報収集の内容」は、審査請求書工（ア）に記載したとおり、「審査請求人の標準報酬月額等の決定に関し、その基礎となった報酬及び賞与の額並びに算定方法など、その決定の根拠に関するもののはずであり（厳密に言えば、その決定の根拠に関するものに限るはずであり）、ひいては、その照会等に対する回答も、その決定の根拠に関するもののはずである。」

すなわち、本件社保審査請求事件は、審査請求人についての、被保険者の資格取得時ではない期間である平成14年10月から平成26年8月までの期間における標準報酬月額等の金額に関するものであるから、審査官から日本年金機構及び特定事業場への照会事項及びそれに対する回答は、当然、審査請求人の標準報酬月額等に関する内容のはずである。したがって、審査官が行った情報収集の内容は、審理に必要な範囲を超えていた場合は別であるが、審理に必要な範囲内であったのであれば、審査請求人の報酬の額、賞与の額及び報酬支払の基礎となった日数など（厚生年金保険法21条、23条、24条及び24条の4参照）事実に関するもの、並びに、標準報酬月額等の算定に関する法令及び通達類などのはずであり、それ以外は必要がないはずである。

なお、場合によっては、「その地方において、同様の業務に従事し、同様の能力を有する被保険者の報酬月額」が参考にされることが有り得るかも知れないが、現状、一般的には、参考にされておらず、被保険者本人の報酬及び賞与（以下「報酬等」という。）に基づいて算定されている。すなわち、厚生年金保険法と健康保険法とは考え方を同じくするものであるところ、厚年法24条（なお、同条を同法24条の4は準用する。）1項に当たる健康保険法44条1項の「著しく不当であると認めるとき」については、「その地方において、同様の業務に従事し、同様の能力を有する被保険者の報酬月額と比較して著しく差異ある場合、あるいはその被保険者の実収賃金と比較して著しく差異ある場合等がこれにあたる。」（『健康保険法の解釈と運用』362頁〔11版、平成15年〕）とされている。しかし、同法24条による場合も、現状、一般的には、被保険者本人の報酬等に基づいて算定されている。

c 「これらが開示された場合・・・正確な情報収集が困難になるおそれがある。」について

諮問庁は標記のとおり主張する。この点、一般論として標記の

ようなことがいえるのかも知れないが、本件社保審査請求事件に関しては、そのようなことはいえない。

なぜなら、審査官が収集すべき情報は、同事件の請求時点で、全て明らかとなっているものだからである。

すなわち、前記bのとおり、審査官が行った情報収集の内容は、審理に必要な範囲を超えていた場合は別であるが、審理に必要な範囲内であったのであれば、審査請求人の報酬の額、賞与の額及び報酬支払の基礎となった日数（以下単に、「支払基礎日数」という。）など事実に関するもの、並びに、標準報酬月額等の算定に関する法令及び通達類などはずであり、それ以外には必要がないはずである。

しかるところ、まず、上記の「審査請求人の報酬の額、賞与の額及び支払基礎日数など事実に関するもの」については、本件社保審査請求事件の請求の根拠となった判決書に記載があり、また、審査請求人が提出した証拠類に記載されているから、同事件の請求時点で全て明らかになっているといえる。次に、「算定に関する法令及び通達類など」は、公表されるべきもの（行政手続法5条）であり、これも明らかになっているといえる。

このように、必要な情報は、本件社保審査請求事件の請求時点で全て明らかとなっているのであり、隠すことなどできるものではないから、諮問庁の主張する「これらが開示された場合・・・正確な情報収集が困難になるおそれがある」などということはいえない。

なお、諮問庁は、「これらが開示された場合、その内容に不満を抱いた請求者等から当該照会先関係者に対しいわれの無い誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力がかけられ、当該照会先関係者が把握・認識している事実関係について、公正で適確な審理を実施していく上で必要不可欠な、正確な情報が収集困難になるおそれがある。」などと、大袈裟なことを主張する。しかし、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、審査官が行った情報収集が審理に必要な範囲を超えていた場合は別であるが、審理に必要な範囲内であったのであれば、収集した情報は上記のとおり、同事件の請求時点で既に明らかとなっているもののはずであり、審査請求人が隠すことなどできないもののはずであるから、諮問庁の上記主張は、そのような本件社保審査請求事件の個別具体的な事実関係を無視した荒唐無稽な主張、つまり空理空論であり、失当であると言わざるを得ない。

d 「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは、・・・おそれがあり、・・・おそれがある」について

本件社保審査請求事件における請求内容は、標準報酬月額等の訂正を求めるものであるが、標準報酬月額等は、被保険者の報酬の額、賞与の額及び支払基礎日数に基づいて算定されるもの（厚生年金保険法21条、23条、24条及び24条の4参照）であり、その算定方法は、法令及び通達類により規定されているものである。

したがって、「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項」は、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、それらの事項が審理に必要な範囲を超えている場合は別であるが、審理に必要な範囲内なのであれば、それらの事項は、被保険者の報酬の額、賞与の額及び支払基礎日数、並びに、その算定方法に係る法令及び通達類ということになる。つまり、それらの事項は、本件社保審査請求事件の請求内容から自ずと明らかになるものであり、本件審査請求により新たに明らかになるものではない。

諮問庁は、「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは、審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするおそれがあり、今後の同種の審査請求事案において、公正で的確な審理を実現することが困難となるおそれもある。」などと主張する。

この点、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、「審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項」は、それらの事項が審理に必要な範囲を超えている場合は別であるが、審理に必要な範囲内なのであれば、上記のとおり、同事件の請求内容から自ずと明らかになるものであり、本件審査請求に因り新たに明らかになるものではない。

故に、たとえ諮問庁の主張する「おそれ」がある（生じる）としても、その原因は、本件審査請求に基づいて開示されることにあるとはいえず、あたかも本件審査請求に基づいて開示されることにあるかのようにいう諮問庁の主張は、失当である。

したがって、たとえ諮問庁の主張する「おそれ」がある（生じる）としても、それは、本件諮問に係る情報を不開示とする理由にはならない。

(エ) 結論

諮問庁は、「関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理

事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答」及び「関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」が法14条7号に該当すると主張し、その根拠を縷々述べる。

しかし、諮問庁の主張は、一般論はいざ知らず、本件社保審査請求事件に関しては、同事件の個別具体的な事実関係等を無視した荒唐無稽な主張、つまり空理空論であり、失当であると言わざるを得ない。

よって、原処分は、取消しを免れず、開示されなければならない。
ウ 諮問庁の諮問が不当であることについて

(ア) はじめに

本件諮問に関し、諮問庁は、諮問の内容を、処分庁が行った原処分の内容から変更しているが、これは、本来的には法の趣旨を逸脱したものであるから、諮問庁に対し、適正に諮問しなければならないというべきである。また、そのように変更している以上、諮問庁は審査庁でもあるのだから、原処分を取り消すべきか否かについて、原処分の内容に対して判断し、その判断の結論と根拠を、審査請求人にも分かるように、少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

以上のことから、諮問庁の諮問は不当であると言わざるを得ない。

(イ) 諮問庁の諮問が法の趣旨を逸脱したものであることについて

a 総論

法43条1項柱書きは、「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。」と規定する。この点、いうまでもなく、諮問しなければならないものは、当該の審査請求についてである。

ところで、行政処分における理由の提示に関して、最高裁は、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」

（最高裁判所昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第

2 小法廷判決・民集17巻4号617頁。前記(1)の審査請求書の工(ウ)参照)と判示している。このように理由を欠いた場合は処分自体が取消しを免れないのであるから、審査の対象となる処分(以下「審査対象処分」という。)の処分内容とその理由は一体であるといえる。故に、審査請求の制度は、審査対象処分に関し、一体である処分内容とその理由についての当否を判断するための制度であるといえる。また、諮問の制度もその一環であり、異なるところはないというべきである。

したがって、上述した、「諮問しなければならないものは、当該の審査請求についてである。」を換言すれば、「諮問しなければならないものは、処分の理由を含め審査対象処分の内容についてである。」ということになる。

よって、諮問庁が、諮問の内容を、審査対象処分の内容から変更した場合、当該諮問は本来的には法の趣旨を逸脱したものであるといわざるを得ず、諮問庁に対し、適正に諮問しなければならない、といわなければならない。

b 本件へのあてはめ

諮問庁は、諮問の内容を、原処分の内容から変更している。すなわち、諮問庁は、「・・・「担当者メールアドレス」、「担当部署直通電話番号」、「担当部署FAX番号」、「関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答」及び「関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」は、法の適用条項を14条7号柱書きに改めた・・・」(理由説明書)と述べ、不開示の理由を変更している。

c 結論

本件諮問に関し、諮問庁は、諮問の内容(対象及び理由)を、原処分の内容(対象及び理由)から変更しているから、当該諮問は、本来的には法の趣旨を逸脱していると言わざるを得ない。

よって、諮問庁に対し、適正に諮問しなければならない、といわなければならない。

(ウ) 諮問庁が原処分の内容に対する判断などを欠いていることについて

a はじめに

前記(イ)bのとおり、諮問庁は、諮問の内容(対象及び理由)を、処分庁が行った原処分の内容(対象及び理由)から変更している。この点、諮問庁は審査庁でもあるのだから、原処分を

取り消すべきか否かについて、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断し、その判断の結論と根拠を、審査請求人にも分かるように、少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

b 本論

最高裁が判示しているとおり、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」（前記（イ）aの最高裁判決。前記（1）の審査請求書のエ（ウ）参照）。

しかるところ、前記（イ）bのとおり、諮問庁は、諮問の内容（対象及び理由）を、原処分の内容（対象及び理由）から変更している。

このことからすると、諮問庁は、原処分の内容（対象及び理由）では不開示とすることはできないと判断した上で、内容（対象及び理由）を変更し、原処分を維持して不開示とすべきであると判断しているものと推認される。つまり、原処分は誤った内容（対象及び理由）の記載となっており正しい内容（対象及び理由）の記載を欠いている、と諮問庁は判断しているということである。

故に、原処分の記載内容は、不服の申立の便宜という観点から見れば、理由の記載を欠いていることと同じことであるから、たとえ「結論において妥当」（理由説明書）であるとしても、原処分の当該記載の部分（平成28年4月8日付け関厚発0408第93号「保有個人情報の開示をする旨の決定について」の記の2項）については、最高裁の上記判示内容に照らせば、審査庁でもある諮問庁は、本来は、一旦、取消しをしなければならないという他ない。

ただし、その取消し後、処分庁が、諮問庁と同じ内容（対象及び理由）により、再度不開示の決定をするという可能性もある。それを考えれば、一旦取消し後、再度、不開示などという手間と時間を省いて、諮問の内容（対象及び理由）を、原処分の内容（対象及び理由）から変更して、変更後の内容（対象及び理由）で、いきなり諮問するという方法をとることも、一定の合理性があるといえるのかも知れない。

しかしながら、上記した最高裁の判示する法の趣旨を無視した

対応は厳に慎むべきである。すなわち、手間と時間を省くために、手続きとしては、諮問の内容（対象及び理由）を、原処分の内容（対象及び理由）から変更して、変更後の内容（対象及び理由）で、いきなり諮問するという方法をとるにしても、「法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものである」（上記最高裁判決）ということに鑑みれば、審査庁でもある諮問庁が、内容（対象及び理由）を変更していることを、及び、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断した場合の原処分の帰趨を、審査請求人に明瞭に知らせないということについては、誤解が生じることになるので不服の申立に便宜を与えたことにはならないし、また、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制することにもならないといわなければならない。

そして、諮問庁は審査庁でもあるところ、上記のとおり、諮問庁は、本来は、一旦、原処分を取り消さなければならない。

したがって、諮問庁は、原処分を取り消すべきか否かについて、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断し、その判断の結論と根拠を、審査請求人にも分かるように、少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

（エ）結論

本件諮問に関し、諮問庁は、諮問の内容（対象及び理由）を、原処分の内容（対象及び理由）から変更しているが、これは、本来的には法の趣旨を逸脱したものであるから、諮問庁に対し、適正に諮問しなければならない、というべきである。

また、そのように変更している以上、諮問庁は審査庁でもあるのだから、原処分を取り消すべきか否かについて、原処分の内容（対象及び理由）に対して判断し、その判断の結論と根拠を、審査請求人にも分かるように、少なくとも諮問の際に明示しなければならないと諮問庁に対しいうべきである。

エ 苦言

（ア）不開示の理由の変更について

諮問庁は、前記ウ（イ）bのとおり、不開示の理由を変更している。しかし、なぜ変更したのかについては、何の説明もしていないし、変更したことの法的な意味や効果についても何の説明もしていない。

審査請求は、原処分の当否を問うもののはずであり、審査庁でも

ある諮問庁の役割は、処分庁が行った原処分の審査をすることのほ
ずである。原処分の審査とは理由も含めての審査である。行政処分
の理由の附記について、最高裁判例は、「その記載を欠くにおいて
は処分自体の取消を免かれないものといわなければならない」とま
で判示している。

そのような重要な意味を持つ不開示の理由について、変更してお
きながら、何の説明もないことは到底納得できるものではない。

この点、審査請求人にも分かるように説明しなければならないと
諮問庁に対しいうべきである。

(イ) 必ずしも慎重かつ合理的に判断したとはいえないことについて

上記判例によると、理由の附記は、「処分庁の判断の慎重・合理
性を担保してその恣意を抑制する・・・趣旨」とされているが、諮
問庁が原処分の不開示の理由について複数の変更を行っていること
からすると、必ずしも処分庁が慎重かつ合理的に判断したとはいえ
ない。また、個別具体的な事実関係等を無視した荒唐無稽な主張を
している以上、諮問庁も同様であるという他ない。

仮に、慎重かつ合理的に判断していないのであれば、処分庁及び
諮問庁はそれぞれ厳しく戒められるべきである。

なぜなら、情報公開・個人情報保護審査会については国民負担で
運営されているものと思料されるところ、処分庁及び諮問庁が、慎
重かつ合理的に判断していれば、情報公開・個人情報保護審査会に
諮問されることはなかったはずであり、国民全体に、余計な負担が
かかることはなかったはずだからである。また、審査請求人は、処
分庁が示している不開示の理由に対しては、審査請求書において、
また、諮問庁が変更した不開示の理由に対しは、本意見書において、
反論しているのであるが、そのような書面であっても、その作成は、
一般素人である審査請求人にとってはかなりの負担である。処分庁
及び諮問庁が慎重かつ合理的に判断していれば、そのような書面は
作成する必要がなかったはずであり、余計な負担がかかることはな
かったはずだからである。

慎重かつ合理的に判断したというのであれば、その根拠を示すべ
きであると、処分庁及び諮問庁に対しいうべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年3月8日付けで、処分庁に対して、法12
条1項の規定に基づき、以下の保有個人情報に係る開示請求を行った。

「本人の厚生年金保険に係る審査請求に関し保有する個人情報全部。但
し、以下を除いたもの。

- ① 既に（特定文書番号にて）開示されたもの
- ② 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）
- ③ 厚生年金被保険者賞与支払届（特定期間分）」

(2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年5月15日付け（同月16日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は、「担当者メールアドレス」、「担当部署直通電話番号」、「担当部署FAX番号」、「関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答」及び「関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」について法の適用条項を法14条7号柱書きに改めたうえで、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するため不開示とした原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

なお、原処分において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分以外の部分は、法14条各号のいずれにも該当しないため、諮問に当たり開示することとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

処分庁は、次の文書を本件対象保有個人情報として特定した。

「本人の厚生年金保険に係る審査請求に関し保有する個人情報全部。但し、以下を除いたもの。

- ① 既に（特定文書番号にて）開示されたもの
- ② 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）
- ③ 厚生年金被保険者賞与支払届（特定期間分）」

(2) 原処分における不開示部分と適用条項の整理

原処分における不開示部分と適用条項を諮問に当たり以下のとおり確認する。

ア 特定事業場等社員，社会保険委員及び弁護士の氏名（法14条2号）

- ・特定事業場の担当者氏名
- ・事業主氏名
- ・社保委員名
- ・代理人弁護士氏名

イ 日本年金機構職員のメールアドレス（法14条2号）

- ・担当者メールアドレス

ウ 特定事業場等の法人のFAX番号，印影，住所，電話番号及び口座

番号（法14条3号イ）

- ・特定事業場のFAX番号
- ・特定事業場の印影
- ・事業所所在地
- ・電話番号
- ・口座振替

エ 日本年金機構及び裁判所の電話番号及びFAX番号（法14条3号イ）

- ・担当部署直通電話番号
- ・担当部署FAX番号

オ 日本年金機構から提出された疑義照会と題する資料名及び疑義照会の内容（法14条6号）

カ 日本年金機構及び特定事業場に対する照会文書及び回答書の内容（法14条6号）

- ・関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答

- ・関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答

このうち、別表に掲げる部分について不開示を維持することとし、「担当者メールアドレス」、「担当部署直通電話番号」、「担当部署FAX番号」、「関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答」及び「関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」は、法の適用条項を第14条7号柱書きに改めたうえで、以下、不開示情報該当性について説明する。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

「社保委員名」及び「特定事業場の担当者氏名」は、請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、法14条2号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

※ 社保委員とは、「社会保険委員」を指し、日本年金機構発足後「年金委員」に名称を改め活動している厚生労働大臣から委嘱された厚生年金事業の運営に関する民間の協力者である（主に厚生年金

適用事業所の社会保険担当者等)。厚生年金事業に関する啓発活動や被保険者又は受給権者からの相談及びこれらの者に対する助言等を行っている。

イ 法14条3号イ該当性

「特定事業場の印影」は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められる。これを開示すると偽造により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イの開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、「口座振替」には、特定事業場が厚生年金保険料等の引落とし口座として年金事務所に登録している金融機関の口座番号が記載されている。これを開示すると特定事業場の資金が不正に引き出される等のおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イの開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号該当性

日本年金機構の「担当部署直通電話番号」、「担当者メールアドレス」及び「担当部署FAX番号」は、本件保有個人情報に関連する日本年金機構の本部、ブロック本部、事務センター及び年金事務所の担当部署直通電話番号、担当者メールアドレス及び担当部署FAX番号である。これらは一般に公にされておらず、これを開示すると業務に無関係な電話やメール及びFAXが大量かつ集中的に架けられるまたは送信される等、当該担当部署及び担当者が必要とする業務遂行上の連絡に支障を来す等、独立行政法人等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱書きの開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、「関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答」及び「関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」は、請求者が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく標準報酬月額等の決定を不服として関東信越厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に提起した審査請求に関し、審査官が審理に際して当該標準報酬月額等の決定が妥当だったか否かを判断するために行った情報収集の内容である。これらが開示された場合、その内容に不満を抱いた請求者等から当該照会先関係者に対しいわれのない誹謗・中傷

や脅迫等の不当な圧力がかけられ、当該照会先関係者が把握・認識している事実関係について、公正で適確な審理を実施していく上で必要不可欠な、正確な情報収集が困難になるおそれがある。また、審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかになることは、審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするおそれがあり、今後の同種の審査請求事案において、公正で的確な審理を実現することが困難となるおそれもある。このため、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 同年11月2日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年7月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人の厚生年金保険に係る審査請求に関し保有する個人情報全部。但し、以下を除いたもの。①既に（特定文書番号）にて開示されたもの②厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（特定期間分）③厚生年金保険被保険者賞与支払届（特定期間分）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、不開示とした部分のうち、「担当者メールアドレス」、「担当部署直通電話番号」、「担当部署FAX番号」、「関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項及びこれに対する日本年金機構南関東ブロック本部管理部長からの回答」及び「関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」についての法の適用条項を法14条7号柱書きに改めた上で、別表の3欄に掲げる部分については、同条2号、3号イ及び7号柱書

きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

通番28及び通番35は、関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構（以下「機構」という。）理事長への照会事項及びこれに対する機構南関東ブロック本部管理部長からの回答である。

ア 通番28は、機構が行った審査請求人の保険料決定に至る取扱いの根拠を照会しているものである。

審査請求人は、関東信越厚生局長に行った別件の保有個人情報開示請求（平成27年11月4日付。平成27年11月11日付け関厚発1111第57号により一部開示決定。）により、機構が社会保険審査官及び社会保険審査会法9条2項に基づき関東信越厚生局社会保険審査官に提出した意見書の開示を受けており、同意見書には、機構が行った審査請求人の保険料決定に至る取扱いについて述べられていることから、審査請求人は、当該保険料決定に至る取扱いについて承知しているものと認められる。

イ 通番35は、上記アの根拠について回答しているものである。

当該回答の内容は、別表の1欄に掲げる文書番号2の21頁及び22頁において、諮問に当たり開示することとされていることから、審査請求人は、上記アの根拠を承知し得るものと認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人が承知し、又は承知し得るものであり、これを開示しても、照会先関係者が把握・認識している事実関係について、正確な情報収集が困難になる等のおそれがあり、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の5欄に掲げる部分以外の部分について

ア 法14条2号該当性について

通番1、通番2、通番9、通番13、通番14、通番56及び通番60は、特定事業場の担当者の氏名又は社会保険委員の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番8，通番10ないし通番12，通番15ないし通番20，通番57，通番58及び通番61ないし通番66は，特定事業場が厚生年金保険料等の引落し口座として年金事務所に登録している金融機関の口座番号又は特定事業場の印影である。

特定事業場の口座番号は，特定事業場の内部管理情報であると認められ，これを開示すると当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また，特定事業場の印影は，文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして，それにふわさしい形状をしているものと認められ，これを開示すると，特定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

通番3ないし通番7，通番21ないし通番27，通番29ないし通番34，通番36ないし通番55及び通番59は，機構の本部，ブロック本部，事務センター及び年金事務所の担当部署の直通電話番号，担当者のメールアドレス及び担当部署FAX番号（以下「機構の直通電話番号，メールアドレス及びFAX番号」という。），関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項及びこれに対する回答（以下「特定事業場への照会事項及びこれに対する回答」という。）又は同審査官から機構理事長への照会事項及びこれに対する回答（以下「機構への照会事項及びこれに対する回答」という。）である。

当該部分のうち，機構の直通電話番号，メールアドレス及びFAX番号は，一般に公にされておらず，これを開示すると，業務に無関係な電話やメール，FAXが大量かつ集中的にかけられる，又は送信される等，機構が必要とする際の緊急の連絡先や部外との連絡に支障を来す等，独立行政法人等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

特定事業場への照会事項及びこれに対する回答は，社会保険審査官が審査請求の審理に際して，原処分が妥当であったか否かを判断するために行った情報収集の内容であり，これを開示すると，照会先関係者が把握・認識している事実関係について，正確な情報収集が困難になる等のおそれがあり，社会保険審査官が行う事務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、機構への照会事項及びこれに対する回答は、機構が行った審査請求人の保険料決定に至る取扱いについて、上記（１）以外の、更に個別具体的内容に係るものであり、審査請求人が知り得るものとは認められず、これを開示すると、社会保険審査官が審理に際して必要とする情報や関心を持つ事項が明らかとなり、審査請求関係者が自己に有利となるよう情報をコントロールすること等を可能にするなど、今後、同種の審査請求事案において、公正で的確な審理が困難となるおそれがあり、社会保険審査官が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法１４条７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張について

（１）理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、法１４条６号に該当するとして不開示とした部分について、不開示とした理由の提示は違法であり、原処分は取り消すべきと主張している。

原処分の開示決定通知書には、法１４条６号該当性については法条項及び条文が記載されているのみであり、理由の提示としては、適切であるとはいえず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

（２）その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法１４条２号、３号イ及び６号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の５欄に掲げる部分を除く部分は、同条２号、３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の５欄に掲げる部分は、同条７号柱書きに該当せず、開示すべきである判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別 表

1 文書			2 通番	3 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	4 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法14条該当号）			5 開示すべき部分
文書番号	対象文書名	頁			2号	3号イ	7号柱書き	
1	(裏面) 事件番号 1355	5	1	表中、平成27年10月13日欄の「件名または内容」の1行目15文字目ないし18文字目（特定事業場の担当者氏名）	○			
			2	表中、平成27年10月26日欄の「件名または内容」の1行目15文字目ないし18文字目（特定事業場の担当者氏名）	○			
2	疑義照会 (回答) 票	21	3	5行目4文字目ないし末尾及び6行目の全て（担当部署直通電話番号及び担当者メールアドレス）			○	

				レス)				
		2 2	4	9 行目 4 文字目 ないし末尾及び 1 0 行目の全て (担当部署直通 電話番号及び担 当者メールアド レス)			○	
			5	2 8 行目 4 文字 目ないし末尾及 び 2 9 行目 8 文 字目ないし末尾 (担当部署直通 電話番号及び担 当者メールアド レス)			○	
		2 3	6	5 行目 4 文字目 ないし末尾及び 6 行目 9 文字目 ないし末尾 (担 当部署直通電話 番号及び担当者 メールアドレス)			○	
		2 4	7	3 0 行目 4 文字 目ないし末尾及 び 3 1 行目 8 文 字目ないし末尾 (担当部署直通 電話番号及び担 当者メールアド レス)			○	
3	事業所記 録照会回 答票 (基 本記録)	3 3	8	1 3 行目 5 文字 目ないし 2 0 文 字目 (口座振 替)			○	
			9	1 7 行目 6 文字	○			

				目ないし末尾 (社保委員名)				
		4 4	1 0	1 3 行目 5 文字 目ないし 2 0 文 字目 (口座振 替)		○		
		4 5	1 1	1 3 行目 5 文字 目ないし 2 0 文 字目 (口座振 替)		○		
		4 6	1 2	1 3 行目 5 文字 目ないし 2 0 文 字目 (口座振 替)		○		
			1 3	1 7 行目 6 文字 目ないし末尾 (社保委員名)	○			
4	F A X	4 7	1 4	2 1 行目 4 文字 目ないし末尾 (特定事業場の 担当者氏名)	○			
5	判決確定 証明申請 書	4 8	1 5	1 行目及び 1 4 行目 (特定事業 場の印影)		○		
6	平成 2 6 年 4 月 2 8 日付文 書	5 6	1 6	5 行目 (特定事 業場の印影)		○		
7	厚生年金 保険被保 険者資格 喪失届 (取消)	6 4	1 7	下から 2 行目 (特定事業場の 印影)		○		
8	厚生年金 保険被保 険者資格 喪失届	6 5	1 8	下から 2 行目 (特定事業場の 印影)		○		
		6 6	1 9	最終行 (特定事		○		

				業場の印影)				
9	健康保 険・厚生 年金保険 被保険者 報酬月額 変更届	6 7	2 0	最終行（特定事 業場の印影）			○	
1 0	(別紙) 関厚審発 1 1 1 3 第 1 3 5 5 号	1 3 8	2 1	5 行目ないし 1 0 行目の全て (関東信越厚生 局社会保険審査 官から特定事業 場への照会事 項)			○	
			2 2	1 3 行目及び 1 4 行目の全て (関東信越厚生 局社会保険審査 官から特定事業 場への照会事 項)			○	
			2 3	1 5 行目 6 文字 目ないし末尾 (関東信越厚生 局社会保険審査 官から特定事業 場への照会事 項)			○	
			2 4	1 8 行目ないし 2 0 行目の全て (関東信越厚生 局社会保険審査 官から特定事業 場への照会事 項)			○	
			2 5	2 1 行目 6 文字 目ないし末尾			○	

				(関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)				
			26	23行目及び24行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
			27	25行目6文字目ないし末尾 (関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
11	(別紙) 関厚審発 1127 第135 5号	160	28	6行目ないし12行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項)			○	全て
			29	16行目ないし19行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項)			○	
			30	23行目ないし25行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査			○	

				官から日本年金機構理事長への照会事項)				
		1 6 1	3 1	2 行目ないし 6 行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項)			○	
			3 2	1 0 行目ないし 1 2 行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項)			○	
			3 3	1 6 行目ないし 1 8 行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構理事長への照会事項)			○	
1 2	審査請求事件に係る関係資料等の送付について	1 6 2	3 4	1 6 行目及び 1 7 行目の全て (担当部署直通電話番号及び担当部署 F A X 番号)			○	
1 3	(別紙) 関厚審発 1 1 2 7 第 1 3 5 5 号	1 6 4	3 5	8 行目及び 9 行目の全て (日本年金機構南関東ブロック本部管理部長から関東信越厚生局社会保険審査官への			○	全て

				回答)				
			3 6	1 1 行目及び1 2 行目の全て (日本年金機構 南関東ブロック 本部管理部長か ら関東信越厚生 局社会保険審査 官への回答)			○	
			3 7	1 4 行目及び1 5 行目の全て (日本年金機構 南関東ブロック 本部管理部長か ら関東信越厚生 局社会保険審査 官への回答)			○	
			3 8	1 7 行目ないし 2 0 行目の全て (日本年金機構 南関東ブロック 本部管理部長か ら関東信越厚生 局社会保険審査 官への回答)			○	
			3 9	2 2 行目ないし 2 4 行目の全て (日本年金機構 南関東ブロック 本部管理部長か ら関東信越厚生 局社会保険審査 官への回答)			○	
		1 6 5	4 0	2 行目の全て (日本年金機構 南関東ブロック 本部管理部長か			○	

				ら関東信越厚生局社会保険審査官への回答)				
14	(別紙) 関厚審発 1113 第135 5号	200	41	5行目ないし10行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
			42	13行目及び14行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
			43	15行目6文字目ないし末尾 (関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
			44	16行目の全て (特定事業場から関東信越厚生局社会保険審査官への回答)			○	
			45	18行目ないし20行目の全て (関東信越厚生局社会保険審査官から特定事業場への照会事項)			○	
			46	21行目6文字			○	

				目ないし末尾 (関東信越厚生 局社会保険審査 官から特定事業 場への照会事 項)				
			47	22行目ないし 25行目の全て (特定事業場か ら関東信越厚生 局社会保険審査 官への回答)			○	
			48	26行目6文字 目ないし末尾 (特定事業場か ら関東信越厚生 局社会保険審査 官への回答)			○	
			49	27行目ないし 28行目の全て (関東信越厚生 局社会保険審査 官から特定事業 場への照会事 項)			○	
			50	29行目6文字 目ないし末尾 (関東信越厚生 局社会保険審査 官から特定事業 場への照会事 項)			○	
			51	30行目ないし 31行目の全て (特定事業場か ら関東信越厚生 局社会保険審査			○	

				官への回答)				
			5 2	3 2 行目 1 文字 目ないし 1 3 文 字目まで (特定 事業場から関東 信越厚生局社会 保険審査官への 回答)			○	
			5 3	3 3 行目 1 文字 目ないし 1 4 文 字目まで (特定 事業場から関東 信越厚生局社会 保険審査官への 回答)			○	
			5 4	3 5 行目 1 文字 目ないし 1 3 文 字目まで (特定 事業場から関東 信越厚生局社会 保険審査官への 回答)			○	
			5 5	3 6 行目 1 文字 目ないし 9 文字 目まで (特定事 業場から関東信 越厚生局社会保 険審査官への回 答)			○	
		2 0 1	5 6	1 3 行目 1 文字 目ないし 4 文字 目 (特定事業場 の担当者氏名)	○			
			5 7	1 3 行目及び 1 6 行目 (特定事 業場の印影)		○		
1 5	利害関係	2 0 3	5 8	7 行目 (特定事		○		

	人指定に関する意見書			業場の印影)				
16	審査請求事件に係る関係資料等の送付について	204	59	17行目及び18行目の全て (担当部署直通電話番号及び担当部署FAX番号)			○	
17	FAX	209	60	20行目4文字目ないし末尾 (特定事業場の担当者氏名)	○			
18	判決確定証明申請書	210	61	1行目及び14行目(特定事業場の印影)		○		
19	厚生年金保険被保険者資格喪失届(取消)	226	62	下から2行目 (特定事業場の印影)			○	
20	厚生年金保険被保険者資格喪失届	227	63	下から2行目 (特定事業場の印影)			○	
21	事業所記録照会回答票(基本記録)	234	64	13行目5文字目ないし20文字目(口座振替)			○	
		245	65	13行目5文字目ないし20文字目(口座振替)			○	
22	平成26年4月28日付文書	247	66	5行目(特定事業場の印影)			○	